

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
一地先まで 先から同市栗橋北二丁目三四四一番 久喜市栗橋北二丁目三三九一番四地	一地先まで 先から同市栗橋北二丁目三四三四番 久喜市栗橋北二丁目三三九二番三地	区  間
九・七九〇 一七・二二二	七・〇一〇 一一・二二五	敷地の幅員 (メートル)
五六四・三二一	三八七・一三三	延長 (メートル)
		備  考